

四日市市観光大使設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第19号

四日市市観光大使設置条例の一部を改正する条例

四日市市観光大使設置条例（平成24年四日市市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(事務局) 第6条 観光大使に関する事務は、 <u>シティプロモーション部</u> において行う。	(事務局) 第6条 観光大使に関する事務は、 <u>商工農水部</u> において行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(シティプロモーション部観光交流課)